

一 事業主側

事業主側ハ指差目ノ授受セル要ホ事項ハ大株一蹴シテ一ノ場
合ハ争議ニ厭ハサルノ注意アリテ相商強硬ノ態度ヲ持シ居レ
ルニ特別ニ對策ナク推移ニ委セツ、アリ

二 労働者側

従業員側ハ事故有ハ名ヲ除シ外ハ全員出勤シ夫々受持職務
ニ着キタルニ稍急業氣分アリテ能率揚ラス製込ハ平日ノ
半分位アリタルノミニニテ終業後交渉員ノ経過並冊日ヨリ
裏面目ニ就業スヘキ様ノ注意ヲ受ケ且以日ノ交渉員ヲ決定
シテ散會セリ

三 交渉状況

九月二十一日ノ状況

午後二時半ヨリ日本橋區箱崎町ニシテ六社長兼本部長次郎方

於テ本部長池田善二因テ幸次郎外従業員公小一、社長
代理兼本部長次郎及市川専務ト会見シ會社側ヨリ全部容認シ得
サル旨ヲ回答シ労資間ニ押問答アリ決裂ノ状態ニアリタルカ
結局再會ヲ約シテ交渉ヲ打切レリ
九月二十二日(解決)ノ状況

引續キ前記ノ場所ニ於テ労資代表者ノ会見アリ會社側市川専
務ヨリ解雇者小原宇一ヲ再採用スルニト、シテ期間ヲ三ヶ月ト
スルニトニ決シタリト述ヘタルニ労働者側代表モ之ヲ承認シ
テ解雇手当ノ問題ニ後リ労働者側ハ甘ノ額ノ高給ヲ要ホシ會
社側ハ社規ニ依リ支給スハシト主張シタルカ結果ニ市川専務
ヲ依頼シテ一任スルニト、シテ會社側ハ解雇者小原
一ノ解雇ヲ取消シ辭職ニ依ル退社トシ指差員側ハ要ホ事
一切ヲ撤回シテ交渉解決スルニト、ナレリ

右及申(通)報候也